

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自 2021年4月1日

至 2021年6月30日

PHCホールディングス株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	8
第3 提出会社の状況	9
1 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	14
2 役員の状況	15
第4 経理の状況	16
1 要約四半期連結財務諸表	17
(1) 要約四半期連結財政状態計算書	17
(2) 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書	19
(3) 要約四半期連結持分変動計算書	21
(4) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報	32

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年9月7日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	PHCホールディングス株式会社
【英訳名】	PHC Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO ジョン・マロッタ
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目38番5号
【電話番号】	03-5408-7280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高戦略責任者（CSO） 平嶋 竜一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目38番5号
【電話番号】	03-5408-7280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高戦略責任者（CSO） 平嶋 竜一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	国際会計基準		
	第8期 第1四半期 連結累計期間	第9期 第1四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上収益 (百万円)	62,612	80,909	306,071
税引前四半期利益又は税引前利益 (△損失) (百万円)	△2,578	14,112	22,788
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益 (△損失) (百万円)	△1,666	10,384	16,906
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益 (百万円)	△1,467	11,541	26,239
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	68,786	118,992	107,018
総資産額 (百万円)	525,553	571,025	569,020
基本的1株当たり四半期(当期) 利益(△損失) (円)	△14.69	89.39	149.07
希薄化後1株当たり四半期(当 期)利益(△損失) (円)	△14.69	86.31	143.93
親会社所有者帰属持分比率 (%)	13.1	20.8	18.8
営業活動によるキャッシュ・フロ ー (百万円)	11,274	13,788	47,850
投資活動によるキャッシュ・フロ ー (百万円)	△3,164	△4,737	△16,314
財務活動によるキャッシュ・フロ ー (百万円)	△2,177	△12,953	△20,395
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	51,502	57,460	60,762

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づき作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2. 要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、診断・ライフサイエンスセグメントにおいて、病理診断プロセスにおけるデジタル病理事業分野の強化のため、当社の関係会社は関連会社が1社増加しました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（1）経営成績に関する説明

当第1四半期は、日本では新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が継続されるも、世界的には先進国を中心にワクチン接種が進み、ロックダウンなどの規制も緩和されたことで、病院における通常の診察や検査が回復し、制約がある中で営業活動を活発化してまいりました。加えて、各国が新型コロナウイルスのワクチン接種を推進したため、ワクチンの保存・流通網整備のための超低温フリーザーへの強い需要が継続したほか、日本におけるPCR検査の需要も継続したことから、新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた前第1四半期と比較して業績は大きく回復しました。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの売上収益は、80,909百万円（前年同期比29.2%増）となりました。前期と比較して販売関連費用の増加や糖尿病マネジメントセグメントのリストラクチャリング費用1,809百万円の計上等により一般管理費が増えたものの、上記を主因とした増収により営業利益は5,634百万円（前年同期は1,246百万円の損失）、調整後EBITDAは17,007百万円（前年同期比112.7%増）、税引前四半期利益は14,112百万円（前年同期は2,578百万円の損失）、四半期利益は10,424百万円（前年同期は1,702百万円の損失）、親会社の所有者に帰属する四半期利益は10,384百万円（前年同期は1,666百万円の損失）、調整後親会社の所有者に帰属する四半期利益は8,234百万円（前年同期比339.4%増）となりました。

（単位：百万円）

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減
売上収益	62,612	80,909	29.2%
営業利益（△損失）	△1,246	5,634	—
EBITDA	6,239	13,470	115.9%
調整後EBITDA	7,995	17,007	112.7%
税引前四半期利益（△損失）	△2,578	14,112	—
四半期利益（△損失）	△1,702	10,424	—
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△損失）	△1,666	10,384	—
調整後親会社の所有者に帰属する四半期利益	1,874	8,234	339.4%
米ドル平均レート	107.60円	109.46円	1.86円
ユーロ平均レート	118.47円	131.82円	13.35円

(EBITDA及び調整後EBITDAの算出表)

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減
営業利益（△損失）	△1,246	5,634	—
+ 減価償却費	7,485	7,831	4.6%
+ 減損損失（有価証券等を除く）	—	5	—
EBITDA	6,239	13,470	115.9%
(調整額)			
+ 一時的なM&A関連収益・費用	1,137	797	△29.9%
+ 一時的な事業構造改革関連収益・費用	312	1,585	408.0%
+ 一時的な資産の処分等収益・費用	164	—	—
+ 一時的な契約解除等に係る収益・費用	—	—	—
+ 一時的な役職員報酬	—	702	—
+ 一時的なその他の収益・費用	143	453	216.8%
調整後EBITDA	7,995	17,007	112.7%

(注) EBITDA及び調整後EBITDAを以下の算式により算出しております。

EBITDA=営業利益+減価償却費+減損損失（有価証券等を除く）

調整後EBITDA=EBITDA+一時的な収益・費用

(親会社の所有者に帰属する四半期利益及び調整後親会社の所有者に帰属する四半期利益の算出表)

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△損失）	△1,666	10,384	—
(調整額)			
+ 一時的なM&A関連収益・費用	1,137	797	29.9%
+ 一時的な事業構造改革関連収益・費用	312	1,585	408.0%
+ 一時的な資産の処分等収益・費用	164	—	—
+ 一時的な契約解除等に係る収益・費用	—	—	—
+ 一時的な役職員報酬	—	702	—
+ 一時的なその他の収益・費用	143	△1,512	—
+ M&A関連収益・費用（償却資産）	2,761	2,905	5.2%
+ 減損損失（有価証券等を除く）	—	—	—
+ 転換権付貸付金時価評価収益・費用	—	△8,659	—
+ 法人税見合い調整額	△977	2,032	—
調整後親会社の所有者に帰属する四半期利益	1,874	8,234	339.4%

(注) 調整後親会社の所有者に帰属する四半期利益を以下の算式により算出しております。

調整後親会社の所有者に帰属する四半期利益

=親会社の所有者に帰属する四半期利益+一時的な収益・費用+M&A関連収益・費用（償却資産）+減損損失（有価証券等を除く）+転換権付貸付金時価評価収益・費用+法人税見合い調整額

①セグメント別の状況
糖尿病マネジメント

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減
売上収益	24,008	26,259	9.4%
セグメント利益	3,576	3,531	△1.3%
EBITDA	6,931	6,984	0.8%
調整後EBITDA	7,048	8,940	26.8%

<売上収益の状況>

新型コロナウイルス感染症の感染状況改善に伴い、血糖値測定システム（BGM）市場は、前期低調であった東欧やアルジェリア、メキシコ、南アフリカ、トルコなどの新興国市場が牽引した結果、数量ベースで前期4～5月の2か月間では、前年同期比7.5%の縮小から、当期4～5月の2か月間では前年同期比4.1%の拡大に転じました（IQVIAデータを基に当社にて算出）。しかしながら、先進国市場では持続血糖値測定器（CGM）やフラッシュグルコースモニタリング（FGM）の普及によりBGM市場は減少が続いています。2019年度末には、新型コロナウイルス感染症拡大初期におけるセンサの供給懸念からユーザーや流通経路において買いためが進み、前年同期にその反動として在庫調整の影響を受けた結果販売が低調でしたが、当第1四半期連結累計期間の売上は前年同期比9.4%増となりました。

米国の売上は、販売協業先の不振により、為替影響を除いて前年同期比16.9%減となりました。センサの販売数量は前年同期比3.9%減、平均販売価格は18.4%減となりました。

ドイツの売上は前期末に流通経路の在庫が増加した影響を受け、為替影響を除いて前年同期比22.4%減となりました。センサ販売数量は前年同期比20.9%減、平均販売価格は前年同期比1.1%減となりました。同国の保険制度は低価格帯へとシフトしており、高価格機種はContour Nextの価格を維持する一方で、低価格機種はContour Nextを販売しておりますが、Contour Nextは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて他社製品からの切り替えが計画通りに進みませんでした。

カナダの売上は、保険償還価格が低下したものの、為替の影響を除いて前年同期比1.4%増となりました。平均販売価格は前年同期比5.9%減少しましたが、センサ販売数量が前年同期比8.3%増加しました。

先進国市場の縮小を相殺する形で、新興国におけるBGMの販売は伸長しています。特に、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により低調であったロシアでは為替影響を除くと前年同期比288.5%増、中国でも同36.3%増と、販売が大きく伸びました。販売協業先の売上も大きく伸長し、為替の影響を除いて東欧58.2%増、中南米103.2%増、中東6.0%、アフリカ102.4%増となりました。

また、当期から世界初の埋め込み型CGM製品Eversense（Senseonics社製）の独占販売を米国と欧州8か国にて開始しました。米国での販売は計画を下回りましたが、欧州での販売が計画を上回り、全体として当期の販売計画を達成しました。

迅速検体検査（POCT）や電動式成長ホルモン製剤注入器（グロウジェクターL）等のOEM販売は、販売が好調であった前年同期に比べ、22.6%減となりました。

以上により、糖尿病マネジメントの売上収益は、26,259百万円（前年同期比9.4%増）となりました。

<セグメント利益・調整後EBITDAの状況>

上記売上の状況に加え、経費削減に努めましたが、一時費用として営業体制の見直しによるリストラクチャリング費用が1,809百万円発生したことにより、糖尿病マネジメントのセグメント利益は、3,531百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

一時費用の影響等を除いた調整後EBITDAは、8,940百万円（前年同期比26.8%増）となりました。

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減
売上収益	23,290	31,763	36.4%
セグメント利益又は損失	△1,197	3,574	—
EBITDA	1,309	6,160	370.6%
調整後EBITDA	1,392	6,292	352.0%

<売上収益の状況>

LSIM事業では、厳しい競争環境下にあるものの、新規顧客獲得や既存顧客拡販等の営業活動及び価格下落抑制を行い、業績の拡大を図りました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大により、前期同様に影響を受けており、医療機関や健診の受託患者数は、前期同様に減少傾向でした。前第1四半期においては、受託患者数が大きく減少し、売上も大幅に減少しましたが、当第1四半期においても、若干の影響を受けております。しかしながら、当第1四半期後半においては、検体数が回復基調にあり、新型コロナウイルス感染症PCR検査受託拡大、新型コロナウイルス関連試薬の拡販等の取り組みにより、LSIM事業の売上収益は23,959百万円（前年同期比39.8%増）となりました。

メディコム事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限とするため、Web展示会、オンライン商談等による営業活動の活性化を図ってまいりました。医科システムにおいて、価格、機能に応じてプランを選ぶことにより多様な医療機関に導入し易い診療所用カルテ医事システム「Medicom-HRfシリーズ」を主力商品としてオンライン資格確認システムとのセットでの提案等により販売を進めました。また、レセプトコンピュータ機能をベースにした旧機種買替用の新商品「Medicom-HRf core for MCX」を5月に発売し、「Medicom-HRfシリーズ」のラインナップを強化し、旧機種からの早期切り替えを促進しました。厚生労働省による4月のオンライン資格確認の本格稼働が当初計画の4月から10月に延期になり、若干の影響があったものの、自社旧機種の買替を中心に販売が好調に推移しました。調剤システムでは「PharnesVシリーズ」を主力商品として販売を進め、大手チェーン薬局向けの販売が好調に推移しました。全体では前年同期における新型コロナウイルス感染症拡大を受けた営業活動の自粛等による影響からの回復もあり、大幅な増収となり、メディコム事業の売上収益は7,804百万円（前年同期比26.9%増）となりました。

以上により、ヘルスケアソリューションの売上収益は、31,763百万円（前年同期比36.4%増）となりました。

<セグメント利益・調整後EBITDAの状況>

上記売上の増加に加え、第1四半期での新型コロナウイルス感染症拡大の影響による検査の検体数減少の影響を埋めるべく、コスト削減及び合理化等に努めた結果、ヘルスケアソリューションのセグメント利益は、赤字となった前第1四半期から大きく回復し、3,574百万円となりました。

調整後EBITDAは、6,292百万円（前年同期比352.0%増）となりました。

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減
売上収益	15,054	21,946	45.8%
セグメント利益又は損失	△1,056	1,665	—
EBITDA	384	3,306	760.9%
調整後EBITDA	1,784	4,009	124.7%

<売上収益の状況>

病理事業は、前期の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により手控えられていた病院での通常の診察が回復したことにより、機器、消耗品の全商品カテゴリーで販売が伸長しました。売上は、北米で前年同期比37.5%増加、欧州地域で前年同期比13.1%増加しました。その他の地域は、アジア太平洋地域が牽引して前年同期比2.8%増加しました。以上により病理事業の売上収益は、9,200百万円（前年同期比23.6%増）となりました。

バイオメディカ事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞していた通常の研究活動が回復傾向にあり、加えて、mRNAワクチン保存用の超低温フリーザー及び治療薬やワクチンの開発に使用する研究支援機器の需要が継続していることにより、コロナ関連需要が発生する以前の前期第1四半期に比べ大きく伸長しました。日本では、緊急事態宣言再発令により活動停滞は継続するも、mRNAワクチンを保存する物流拠点と接種拠点への超低温フリーザーの供給が牽引し、前年同期比108.3%増加しました。米州地域では、通常の研究活動の回復が最も進み、製薬企業を中心に大型案件を多数獲得し、前年同期比56.6%増加しました。欧州地域では、mRNAワクチンの製造拠点となる製薬企業各社と大手物流企業からの超低温フリーザーの大型案件獲得が継続しており、前年同期比149.8%増加しました。東南アジア太平洋地域は、2020年7月にシンガポールの販売会社SciMedの連結子会社化による他メーカーの買入商品販売の追加、及び各国のワクチン保存需要の確実な獲得により、前年同期比138.0%増加し、研究・医療支援機器分野全体の売上は前年同期比92.8%増加しました。一方で、調剤支援機器・その他分野においては、日本の市場回復の遅れ及び米州地域内の物流遅延影響により、売上は前年同期比28.1%減少しました。これらにより、バイオメディカ事業の売上収益は、12,746百万円（前年同期比67.5%増）となりました。

以上により、診断・ライフサイエンスの売上収益は、21,946百万円（前年同期比45.8%増）となりました。

<セグメント利益・調整後EBITDAの状況>

上記売上の状況の中、超低温フリーザーの売上拡大による粗利改善が、原材料費や物流費の高騰、販売活動の活性化に伴う旅費・交通費や人件費の増加を吸収し、更にコスト削減にも取り組みました。その結果、診断・ライフサイエンスのセグメント利益は、売上の深刻な減少により赤字となった前期第1四半期から回復し、1,665百万円となりました。

調整後EBITDAは、4,009百万円（前年同期比124.7%増）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べて2,005百万円増加し、571,025百万円となりました。前連結会計年度末よりさらに公正価値が上がったことにより、Senseonics Holdings, Inc. に対する株式転換権付貸付金（純損益を通じて公正価値で測定する金融資産）の評価益を認識したことを主要因としてその他の金融資産が7,378百万円増加した一方、前連結会計年度と同様に、過去の買収により発生した無形固定資産の償却が進み無形資産が3,828百万円減少しております。

負債合計は、前連結会計年度末と比べて10,008百万円減少し、451,450百万円となりました。この主な要因は、2021年6月末に実行した長期借入金の借換により借入金が10,041百万円減少したことによるものであります。

資本合計は、前連結会計年度末と比べて12,013百万円増加し、119,574百万円となりました。この主な要因は、四半期利益等により利益剰余金が10,564百万円増加したことによるものであります。また、親会社所有者帰属持分比率は前連結会計年度末の18.8%から2.0ポイント増加して20.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローに関する説明

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、3,301百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末には57,460百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、13,788百万円（前年同期比2,513百万円増）となりました。税引前四半期利益による増加は14,112百万円（前年同期は△2,578百万円）であり、これは新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた前第1四半期からは業績が回復したものであり、加えて純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価益が前年同期比10,612百万円増加したものであります。これに対し、非資金項目の調整として減価償却費7,831百万円（前年同期比345百万円増）が加算され、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価益による10,612百万円が減算されております。前年同期に比し2,513百万円の増加となっておりますが、主として営業利益の改善に伴いキャッシュ・フローの増加があった為です。新型コロナウイルスの影響により、前年同期は営業利益段階で赤字となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、4,737百万円（前年同期比1,573百万円増）となりました。この主な要因は、経常的な設備投資を主とした固定資産の取得による支出が3,439百万円（前年同期比410百万円減）、持分法で会計処理されている投資の取得による支出が982百万円、事業譲受による支出が363百万円となったこと等によるものであります。前年同期に比しキャッシュ・アウトが1,573百万円増加しておりますが、前年同期は新型コロナウイルスの影響が不透明であったこともあり、可能な範囲で投資活動を後ろ倒し（株式取得等の投資は無し）していたことも影響しております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、12,953百万円のマイナス（前年同期は△2,177百万円）となりました。この主な要因は、長期借入金の借換による支出が322,677百万円（前年同期比321,927百万円増）、長期借入金の借換による収入が311,348百万円、リース負債の返済による支出が1,329百万円（前年同期比15百万円減）となったこと等によるものであります。本借換は利息費用の削減と返済ピッチの平準化を目的としたものであり、利息費用については概ね30%程度が削減されると共に、新契約における借入期間である今後5年間は年間返済金額が一定となります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の総額は、3,213百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、新たな経営成績に重要な影響を与える要因、または、新規上場のための有価証券報告書（Iの部）に記載した経営成績に重要な影響を与える要因についての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

金銭消費貸借契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約類型	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社	日本	金銭消費貸借契約	2021年5月31日締結	株式会社三井住友銀行をエージェントとした、左記金融機関からの資金借入れ、返済に関する契約。最終返済期限は2026年6月。	2021年5月31日から全ての債務返済が完了するまで。（実行日は2021年6月30日）

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
甲種種類株式	10,000,000
計	410,000,000

(注) 2021年8月13日開催の臨時株主総会決議により定款変更が行われ、2021年8月13日付で発行可能株式総数を普通株式4億6000万株とし、2021年9月7日の到来をもって甲種種類株式に関する定めを廃止しております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年9月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	114,831,084	116,363,315	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 (注) 1
甲種種類株式	2,119,141	—	非上場	(注) 2、3
計	116,950,225	116,363,315	—	—

- (注) 1. 2021年8月13日開催の臨時株主総会決議により、2021年8月13日付で単元株式数を100株に変更する旨の定款変更を行っております。
2. 2021年8月13日開催の臨時株主総会決議により、9月7日の到来をもって甲種種類株式に関する定款の定めを廃止しております。甲種種類株主に関しましては、取得条項に基づき、普通株式を交付しております。また、当社が取得した甲種種類株式について、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月7日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
3. 甲種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

甲種種類株式を有する株主(以下「甲種種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 種類株主総会の決議事項

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、甲種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合はこの限りでない。

(3) 取得条項

当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、甲種種類株主又は甲種種類株式の登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、本(3)取得条項の定めに従い、甲種種類株式の全部又は一部を取得することができる。

① 取得比率

当社が甲種種類株式の全部又は一部を取得する場合には、甲種種類株式の取得と引換えに、甲種種類株式1株につき普通株式1株の割合(以下「取得比率」という。)で、普通株式を交付する。また、甲種種類株式の発行後に、当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整するものとする。

調整後取得比率＝調整前取得比率÷分割・併合の比率

なお、甲種種類株式の発行後に、当社が、普通株式の無償割当てをする場合、当社の組織再編にともない、取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとする。

② 一部取得

当社が甲種種類株式の一部を取得する場合で甲種種類株主が複数存在するときは、比例按分又は当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。

(4) 取得請求権

甲種種類株主は、当社に対し、甲種種類株式の発行後いつでも、法令上可能な範囲で、下記①に定める場合に、下記②に定める取得比率で、当社が普通株式と引き換えに、その保有する甲種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「本取得請求権」という。）。

① 本取得請求権を行使できる場合

甲種種類株主は、(i)甲種種類株主（甲種種類株主が従業員持株会若しくは役員持株会である場合には当該持株会の会員）と当社若しくはその子会社との委任関係若しくは雇用関係が終了した場合、又は(ii)KKR PHC Investment L.P.が当社の総株主の議決権の5%以上に相当する数の当社の株式を第三者（KKR PHC Investment L.P.の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.が直接若しくは間接に支配する事業体を除く。以下同じ。）に譲渡する場合に、本取得請求権を行使することができる。甲種種類株主は、(i)の場合には、甲種種類株式の全部（甲種種類株主が従業員持株会又は役員持株会である場合には、委任関係又は雇用関係が終了する会員の持分に相当する数（1株に満たない端数については切り捨てる。）の甲種種類株式）を、また、(ii)の場合には、その保有する甲種種類株式の数に、KKR PHC Investment L.P.が当該第三者に譲渡する当社の株式に係る議決権のKKR PHC Investment L.P.が当該譲渡前に保有する当社の株式に係る議決権に対する割合を乗じた数（1株に満たない端数については切り捨てる。）の甲種種類株式を、それぞれ上限として、本取得請求権を行使することができる。

② 取得の条件

本取得請求権の行使により、当社が甲種種類株式の全部又は一部を取得する場合には、甲種種類株式の取得と引換えに、甲種種類株式1株につき普通株式1株の割合（以下「取得比率」という。）で、普通株式を交付する。また、甲種種類株式の発行後に、当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後取得比率＝調整前取得比率÷分割・併合の比率

なお、甲種種類株式の発行後に、当社が、普通株式の無償割当てをする場合、当社の組織再編にともない、取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回H種新株予約権

決議年月日	2021年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員及び当社子会社取締役 3
新株予約権の数(個)※	— [58,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)※	普通株式 — [58,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年7月2日 至 2031年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 1、2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した後、当社が四半期決算又は期末決算を発表した場合

(ii) 本上場前に、(a)KKR PHC Investment L.P.並びにその親会社、子会社、関連会社及びKKR & Co. Inc. が直接若しくは間接に支配する事業体(当社を除く。総称して「本支配株主関連者」といい、本支配株主と本支配株主関連者を総称して「本支配株主等」という。)が保有する当社の株式の合計数に係る議決権の数の当社の総株主の議決権の数に対する比率(以下、「支配権比率」という。)が20%以下になるような、第三者(本支配株主等を除く。なお、疑義を避けるために付言すると、当該第三者には当社を含む。以下同じ。)に対する当社の株式の譲渡(なお、疑義を避けるために付言すると、当該譲渡を行う直前時点における本支配株主等の支配権比率が20%以下である場合を含む。)を行おうとする場合、又は、(b)本支配株主が保有する当社の株式に係る担保権が実行(法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。)されることにより、当該株式が第三者に譲渡される場合

(iii) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社又は当社の子会社の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合(本新株予約権者が死亡したことによりこれらの地位を失った場合を含み、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなることを、以下、「退任・退職」という。)なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、(a)死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、(b)当社等における本新株予約権者の報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、(c)当社等の社内規則に定める定年に達したことにより退任・退職(当社等の社内規則に定める役員の定年に達したことを斟酌し、任期満了により役員を退任することに伴う退任・退職を含む。)すること、(d)その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいう。

② 上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により退任・退職した場合であって、(a)退任・退職の日の翌営業日、(b)本新株予約権者に対し、本新株予約権者が保有する本新株予約権若しくは当該本新株予約権の目的である普通株式について、金融商品取引所若しくは日本国外の証券取引市場の規則に基づく継続保有義務(本新株予約権を行使しない義務を含む。以下同じ。)が課される場合に、当該継続保有義務が解除された日、又は(c)(ア)本新株予約権者に対し、本新株予約権者が保有する本新株予約権若しくは当該本新株予約権の目的である普通株式について、当社が普通株

式を金融商品取引所若しくは日本国外の証券取引市場に上場させるに当たって主幹事証券会社と協議の上合理的に決定された継続保有義務が課される場合、若しくは、(イ)本新株予約権の行使が、当社が主幹事証券会社と協議の上合理的に決定された当社の義務に反することとなる場合に、(ア)若しくは(イ)の義務のいずれもが解除された日のうち、最も遅い日から、60日を経過した場合。なお、(a)の日において、(b)の義務が存在しない場合には、(b)の日は(a)の日と同じ日とみなし、(a)の日において、(c)の義務のいずれもが存在しない場合には、(c)の日は(a)の日と同じ日とみなす。但し、(ii)に定める場合を除く。

- (ii) 割当日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、本上場に係る上場申請が行われなかった場合、かつ、本新株予約権者が、正当な事由により退任・退職した場合であって、(a)退任・退職の日の翌営業日、又は(b)割当日の属する事業年度の翌事業年度の末日のうち、遅い日から60日を経過した場合
 - (iii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、退任・退職した場合
 - (iv) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合
 - (v) 本新株予約権者が、本新株予約権者、当社及び本支配株主の間で締結する本新株予約権の割当契約の定め違反した場合
 - (vi) 本新株予約権者が、本新株予約権者に適用ある当社等の社内規程（職務規程を含むがこれに限られない。）に違反した場合その他の当社の取締役会が認める非違行為があった場合
- ③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

(注) 2 ベスティング条項

- ① 本契約において、本新株予約権の「ベスティング」とは、本条に定める条件が成就して、当該本新株予約権を行使することができる権利が権利者に付与されることをいう。但し、疑義を避けるため、発行会社及び権利者は、当該本新株予約権の全部又は一部につきベスティングされた場合であっても、本契約及び要項に定める当該本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、当該本新株予約権を行使することができる期間中でない限り、当該ベスティングされた当該本新株予約権を行使することはできないことを確認する。
- ② 権利者に発行する本新株予約権は、以下の図表記載の各権利確定日において、権利者が発行会社又は発行会社の子会社（以下、総称して「発行会社等」という。）の役員又は従業員として在籍していることを条件として、以下の図表記載の割合で3回ベスティングされる。

図表 本新株予約権ベスティングスケジュール

権利確定日	2021年7月1日	2022年3月31日	2023年3月31日
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目
ベスティング割合	3分の1	3分の1	3分の1

ベスティングされる本新株予約権（以下、ベスティングされた本新株予約権を「ベスティング済み本新株予約権」、権利者がある時点で保有するベスティング済み本新株予約権を「保有ベスティング済み本新株予約権」、権利者がある時点で保有するベスティングされていない本新株予約権を「保有未ベスティング本新株予約権」、権利者がある時点までに行使したベスティング済み本新株予約権を「行使済み本新株予約権」、ある時点までに本新株予約権契約書にて定義される放棄及び取得条項に従って無償取得された本新株予約権を「無償取得済み本新株予約権」という。）の数については、発行数にベスティング割合を乗じて算出するものとする。

- ③ 本新株予約権ベスティングの規定にかかわらず、本支配株主全部譲渡が行われる場合には、本新株予約権は全てベスティングされるものとする。但し、本支配株主全部譲渡が行われる場合に、本新株予約権に定める本支配株主全部譲渡等の手続きに従いなされた支配権移転等通知（同項において定義する。以下同じ。）に係る本支配株主全部譲渡が結果的に行われなかった場合は、本項に基づくベスティングは遡って無効となるものとする。
- ④ 本新株予約権ベスティングの規定及び本支配株主全部譲渡の規定にかかわらず、権利者が、いかなる理由による場合であるかを問わず、発行会社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合（権利者が死亡したことによりこれらの地位を失った場合を含み、発行会社等の役員又は従業員のいずれでもなくなることを、以下「退任・退職」という。）、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。
- ⑤ 新株予約権にて定めるベスティング要件及び本新株予約権に定める「退任・退職」に関する規定にかかわらず、発行会社の取締役会が、(i)ベスティングされる本新株予約権の数、及び(ii)ベスティングされる日を特定した上で、ベスティングを行う旨の決議を行った場合には、(i)の数の本新株予約権は、(ii)の日に、ベスティングされるものとする。

(注) 3 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の次の各号に定める内容の新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）を交付する。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 承継新株予約権の数

本新株予約権に代えて交付する承継新株予約権の数は、本新株予約権1個につき1個とする。

② 承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(i) 承継新株予約権の目的たる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

(ii) 承継新株予約権の目的たる株式の数は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の発行総数に定める株式数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

③ 承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、承継新株予約権の行使により再編対象会社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「再編後行使価額」という。）に、上記②に従って決定される承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。承継新株予約権の再編後行使価額は、1円とする。

④ 承継新株予約権を行使することができる期間（行使期間）

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑥ 譲渡による承継新株予約権の取得の制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項

承継新株予約権の行使の条件及び取得条項については、以下の通り。

取得条項(1)

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

取得条項(2)

当社は、当社取締役会が定める日において、当該日における公正な価格で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	普通株式 114,831,084 甲種種類株式 2,119,141	—	36,409	—	6,451

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種種類株式 2,119,141 (注) 1	—	単元株制度は採用しておりません。 (注) 2、3
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 211,941	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 114,619,143	114,619,143	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。 (注) 2
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	116,950,225	—	—
総株主の議決権	—	114,619,143	—

(注) 1. 甲種種類株式には自己株式580,665株を含みます。

2. 株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨、定款で定めております。

3. 甲種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

甲種種類株式を有する株主(以下「甲種種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 種類株主総会の決議事項

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、甲種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合はこの限りでない。

(3) 取得条項

当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、甲種種類株主又は甲種種類株式の登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、本(3)取得条項の定めに従い、甲種種類株式の全部又は一部を取得することができる。

① 取得比率

当社が甲種種類株式の全部又は一部を取得する場合には、甲種種類株式の取得と引換えに、甲種種類株式1株につき普通株式1株の割合(以下「取得比率」という。)で、普通株式を交付する。また、甲種種類株式の発行後に、当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整するものとする。

調整後取得比率＝調整前取得比率÷分割・併合の比率

なお、甲種種類株式の発行後に、当社が、普通株式の無償割当てをする場合、当社の組織再編に伴い、取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとする。

② 一部取得

当社が甲種種類株式の一部を取得する場合で甲種種類株主が複数存在するときは、比例按分又は当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。

(4) 取得請求権

甲種種類株主は、当社に対し、甲種種類株式の発行後いつでも、法令上可能な範囲で、下記①に定める場合に、下記②に定める取得比率で、当社が普通株式と引き換えに、その保有する甲種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「本取得請求権」という。）。

① 本取得請求権を行使できる場合

甲種種類株主は、(i)甲種種類株主（甲種種類株主が従業員持株会若しくは役員持株会である場合には当該持株会の会員）と当社若しくはその子会社との委任関係若しくは雇用関係が終了した場合、又は(ii)KKR PHC Investment L.P.が当社の総株主の議決権の5%以上に相当する数の当社の株式を第三者（KKR PHC Investment L.P.の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.が直接若しくは間接に支配する事業体を除く。以下同じ。）に譲渡する場合に、本取得請求権を行使することができる。甲種種類株主は、(i)の場合には、甲種種類株式の全部（甲種種類株主が従業員持株会又は役員持株会である場合には、委任関係又は雇用関係が終了する会員の持分に相当する数（1株に満たない端数については切り捨てる。）の甲種種類株式）を、また、(ii)の場合には、その保有する甲種種類株式の数に、KKR PHC Investment L.P.が当該第三者に譲渡する当社の株式に係る議決権のKKR PHC Investment L.P.が当該譲渡前に保有する当社の株式に係る議決権に対する割合を乗じた数（1株に満たない端数については切り捨てる。）の甲種種類株式を、それぞれ上限として、本取得請求権を行使することができる。

② 取得の条件

本取得請求権の行使により、当社が甲種種類株式の全部又は一部を取得する場合には、甲種種類株式の取得と引換えに、甲種種類株式1株につき普通株式1株の割合（以下「取得比率」という。）で、普通株式を交付する。また、甲種種類株式の発行後に、当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \div \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、甲種種類株式の発行後に、当社が、普通株式の無償割当てをする場合、当社の組織再編に伴い、取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

②【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
PHCホールディングス株式会社	東京都港区西新橋二丁目38番5号	普通株式 211,941	—	211,941	0.18
PHCホールディングス株式会社	東京都港区西新橋二丁目38番5号	甲種種類株式 580,665	—	580,665	0.50
計	—	792,606	—	792,606	0.68

2【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、四半期連結財務諸表規則）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、IAS第34号）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		60,762	57,460
営業債権		63,470	58,996
棚卸資産		38,829	40,863
その他の金融資産	9	3,202	2,870
その他の流動資産		5,165	5,647
小計		171,429	165,838
売却目的で保有する資産	9	930	2,739
流動資産合計		172,360	168,577
非流動資産			
有形固定資産		50,978	50,166
のれん		206,545	207,459
無形資産		107,344	103,516
持分法で会計処理されている投資		2,085	3,118
その他の金融資産	9	25,246	32,956
繰延税金資産		3,745	4,502
その他の非流動資産		713	729
非流動資産合計		396,659	402,447
資産合計		569,020	571,025

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
	9	69,357	64,776
	10	321,486	15,682
		3,963	2,765
		5,549	6,909
	9	5,371	5,295
		20,026	22,564
		425,755	117,992
		230	198
		425,986	118,191
非流動負債			
		1,532	1,605
	10	67	295,830
		10,281	9,964
		3,045	2,900
		12,066	11,883
		6,540	9,260
		1,937	1,814
		35,472	333,259
		461,458	451,450
資本			
		36,409	36,409
		31,035	31,619
		35,158	45,723
		△1,624	△1,783
		6,040	7,024
		107,018	118,992
		542	581
		107,561	119,574
		569,020	571,025

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上収益	8	62,612	80,909
売上原価		33,027	41,117
売上総利益		29,584	39,791
販売費及び一般管理費	11	30,986	34,518
その他の収益		382	401
その他の費用		215	22
持分法による投資損益 (△は損失)		△12	△17
営業利益 (△は損失)		△1,246	5,634
金融収益		65	10,630
金融費用		1,396	2,152
税引前四半期利益 (△は損失)		△2,578	14,112
法人所得税費用		△876	3,688
四半期利益 (△は損失)		△1,702	10,424
四半期利益 (△は損失) の帰属			
親会社の所有者		△1,666	10,384
非支配持分		△35	39
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	7	△14.69	89.39
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	7	△14.69	86.31

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期利益 (△は損失)	△1,702	10,424
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定	△2	172
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動	20	6
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△55	2
在外営業活動体の換算差額	250	854
持分法によるその他の包括利益	△13	120
税引後その他の包括利益	198	1,156
四半期包括利益	△1,503	11,580
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	△1,467	11,541
非支配持分	△35	38
四半期包括利益	△1,503	11,580

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			キャッシュ・フロー・ヘッジ
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
2020年4月1日時点の残高	31,366	25,297	16,578	△1,275	—	715	8	
四半期包括利益								
四半期損失(△)			△1,666					
その他の包括利益					△2	20	△55	
四半期包括利益合計	—	—	△1,666	—	△2	20	△55	
新株の発行								
自己株式の取得				△25				
自己株式の処分								
自己株式の消却								
新株予約権の失効		△10	10					
株式報酬取引		3						
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			—		—	—		
その他の増減			0					
所有者との取引額合計	—	△7	10	△25	—	—	—	
2020年6月30日時点の残高	31,366	25,290	14,922	△1,300	△2	735	△47	

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分						
	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	合計	
	在外営業活動体の換算差額	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	合計				
2020年4月1日時点の残高	△2,385	△29	△1,691	70,275	20	70,296	
四半期包括利益							
四半期損失(△)			—	△1,666	△35	△1,702	
その他の包括利益	250	△13	198	198	—	198	
四半期包括利益合計	250	△13	198	△1,467	△35	△1,503	
新株の発行			—	—		—	
自己株式の取得			—	△25		△25	
自己株式の処分			—	—		—	
自己株式の消却			—	—		—	
新株予約権の失効			—	—		—	
株式報酬取引			—	3		3	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			—	—		—	
その他の増減			—	0	△1	△1	
所有者との取引額合計	—	—	—	△21	△1	△23	
2020年6月30日時点の残高	△2,135	△43	△1,493	68,786	△16	68,769	

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
						確定給付 制度の再測定	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ
2021年4月1日時点の残高		36,409	31,035	35,158	△1,624	—	400	△32
四半期包括利益								
四半期利益				10,384				
その他の包括利益						172	6	2
四半期包括利益合計		—	—	10,384	—	172	6	2
新株の発行								
自己株式の取得					△277			
自己株式の処分			△91		119			
自己株式の消却								
新株予約権の失効			△8	7				
株式報酬取引			683					
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替				172		△172	—	
その他の増減				△0				
所有者との取引額合計		—	583	180	△158	△172	—	—
2021年6月30日時点の残高		36,409	31,619	45,723	△1,783	—	407	△30

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	合計
		在外営業 活動体の 換算差額	持分法適用会 社におけるそ 他の包括利 益に対する持 分	合計			
2021年4月1日時点の残高		5,680	△8	6,040	107,018	542	107,561
四半期包括利益							
四半期利益				—	10,384	39	10,424
その他の包括利益		854	120	1,157	1,157	△0	1,156
四半期包括利益合計		854	120	1,157	11,541	38	11,580
新株の発行				—	—		—
自己株式の取得				—	△277		△277
自己株式の処分				—	27		27
自己株式の消却				—	—		—
新株予約権の失効				—	△0		△0
株式報酬取引				—	683		683
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替				△172	—		—
その他の増減				—	△0	0	0
所有者との取引額合計		—	—	△172	431	0	432
2021年6月30日時点の残高		6,534	112	7,024	118,992	581	119,574

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益 (△は損失)	△2,578	14,112
減価償却費	7,485	7,831
純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産の評価損益 (△は益)	—	△10,612
持分法による投資損益 (△は益)	12	17
退職給付に係る負債の増減額 (△は減 少)	30	△146
支払利息	1,345	1,503
固定資産売却損益 (△は益)	△40	△13
営業債権の増減額 (△は増加)	9,481	4,917
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,437	△1,917
営業債務の増減額 (△は減少)	△3,774	△2,835
その他	2,829	4,788
小計	12,354	17,645
利息及び配当金の受取額	47	321
利息の支払額	△558	△967
法人所得税の支払額	△574	△3,214
法人所得税の還付額	4	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,274	13,788
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形資産の取得による 支出	△3,849	△3,439
有形固定資産及び無形資産の売却による 収入	129	52
事業譲受による支出	—	△363
持分法で会計処理されている投資の取得 による支出	—	△982
その他	555	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,164	△4,737
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△45	△50
長期借入による収入	—	311,348
長期借入金の返済による支出	△750	△322,677
リース負債の返済による支出	△1,345	△1,329
自己株式の取得による支出	△25	△277
自己株式の売却による収入	—	27
その他	△11	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,177	△12,953
現金及び現金同等物の為替変動による影響	189	601
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,122	△3,301
現金及び現金同等物の期首残高	45,379	60,762
現金及び現金同等物の四半期末残高	51,502	57,460

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

PHCホールディングス株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であります。当社及び子会社（以下、当社グループ）並びに当社グループの関連会社及び共同支配企業は、主に医療機器関連の製品の製造、販売及びサービスの提供を主な事業としており、事業内容及び主要な活動は、事業セグメント（注記5）に記載しております。

なお、当社グループの2021年6月30日に終了する第1四半期の要約四半期連結財務諸表は、2021年8月31日において取締役会により承認されております。

2. 作成の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表はIAS第34号に準拠して作成しており、年度の連結財務諸表で要求される全ての情報を含んでおりません。要約四半期連結財務諸表は、2021年3月31日に終了した前年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

3. 重要な会計方針

要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに四半期決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び四半期決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。当社グループの要約四半期連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. 事業セグメント

(1) 報告セグメント

各報告セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業内容
糖尿病マネジメント	血糖自己測定システム及びPOCT (Point of Care Testing) 製品等の体外診断機器並びに電気式医薬品注入器 (インジェクタ) の開発、製造及び販売
ヘルスケアソリューション	レセプトコンピュータ・電子カルテ等医療IT製品の開発販売や臨床検査事業の展開
診断・ライフサイエンス	研究・医療支援機器、病理診断機器等の開発製造販売

(2) セグメント収益及び業績

前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(単位: 百万円)

	糖尿病マネジメント	ヘルスケアソリューション	診断・ライフサイエンス	計	その他及び調整・消去	連結
売上収益						
外部顧客への売上収益	24,008	23,290	15,054	62,352	259	62,612
セグメント間の売上収益	—	—	—	—	—	—
計	24,008	23,290	15,054	62,352	259	62,612
セグメント利益又は損失	3,576	△1,197	△1,056	1,322	△2,569	△1,246
金融収益						65
金融費用						△1,396
税引前四半期損失(△)						△2,578
その他項目						
減価償却費及び償却費	3,355	2,506	1,440	7,303	182	7,485
減損損失	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「その他及び調整・消去」における「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「調整・消去」には、主にセグメント間取引消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

	糖尿病マネジメント	ヘルスケアソリューション	診断・ライフサイエンス	計	その他及び調整・消去	連結
売上収益						
外部顧客への売上収益	26,259	31,763	21,946	79,968	940	80,909
セグメント間の売上収益	—	—	—	—	—	—
計	26,259	31,763	21,946	79,968	940	80,909
セグメント利益又は損失	3,531	3,574	1,665	8,771	△3,136	5,634
金融収益						10,630
金融費用						△2,152
税引前四半期利益						14,112
その他項目						
減価償却費及び償却費	3,451	2,586	1,639	7,677	153	7,831
減損損失	2	—	2	5	—	5

（注）1. 「その他及び調整・消去」における「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「調整・消去」には、主にセグメント間取引消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

6. 配当金

該当事項はありません。

7. 1株当たり利益

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における、基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
親会社の所有者に帰属する四半期利益（損失）（百万円）	△1,666	10,384
四半期利益調整額（百万円）	—	—
希薄化後の親会社の所有者に帰属する四半期利益（損失）（百万円）	△1,666	10,384
期中平均普通株式数（千株）	113,455	116,171
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響 新株予約権（千株）（注）	—	4,145
希薄化後の期中平均普通株式数（千株）	113,455	120,317
基本的1株当たり四半期利益（損失）（円）	△14.69	89.39
希薄化後1株当たり四半期利益（損失）（円）	△14.69	86.31

（注） 逆希薄化効果を有するため、前第1四半期連結累計期間における希薄化後1株当たり四半期損失の計算に含まれなかった新株予約権の潜在的普通株式は3,468千株であります。

8. 売上収益
収益の分解

主たる地域による収益分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	糖尿病マネジメント	ヘルスケアソリューション	診断・ライフサイエンス	その他	合計
地域別					
日本	1,885	22,065	2,334	85	26,371
欧州	11,753	568	3,279	—	15,601
北米	7,857	9	6,749	—	14,617
その他	2,511	646	2,690	174	6,021
合計	24,008	23,290	15,054	259	62,612

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

（単位：百万円）

	糖尿病マネジメント	ヘルスケアソリューション	診断・ライフサイエンス	その他	合計
地域別					
日本	1,716	29,652	3,774	98	35,242
欧州	13,554	1,538	5,225	—	20,318
北米	7,302	45	9,134	△16	16,465
その他	3,685	527	3,812	858	8,883
合計	26,259	31,763	21,946	940	80,909

9. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値と帳簿価額の比較

当社グループは、現金及び現金同等物、営業債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、その他の金融負債の金融商品を保有しております。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しております。

(2) 公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）

公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析した表は、以下のとおりであります。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（調整前の価格）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の、資産・負債について直接的（すなわち価格として）又は間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	705	705
貸付金	—	19,806	—	19,806
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	467	—	843	1,310
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	111	—	111
条件付対価	—	—	609	609

当第1四半期連結会計期間（2021年6月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	—	—
貸付金	—	28,214	—	28,214
売却目的で保有する株式	—	—	1,949	1,949
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	467	—	843	1,310
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	100	—	100
条件付対価	—	—	568	568

レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎四半期末日に判断しております。前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表は、以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	その他の包括利益を通じ て公正価値で測定する 金融資産	純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債
期首残高	554	1,403	—
取得	—	—	—
利得及び損失			
純損益（注）1	△14	—	—
その他の包括利益（注）2	—	6	—
売却・決済	△525	—	—
企業結合による増加	—	—	—
その他	△14	—	—
期末残高	—	1,410	—

（注）1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、要約四半期連結損益計算書上、「金融収益」又は「金融費用」に含まれております。

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、要約四半期連結包括利益計算書上、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動」に含まれております。

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

（単位：百万円）

	純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	その他の包括利益を通じ て公正価値で測定する 金融資産	純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債
期首残高	705	843	609
取得	—	—	—
利得及び損失			
純損益（注）1	1,244	—	8
その他の包括利益（注）2	—	—	—
売却・決済	—	—	△49
企業結合による増加	—	—	—
その他	—	—	—
期末残高	1,949	843	568

（注）1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、要約四半期連結損益計算書上、「金融収益」又は「金融費用」に含まれております。

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、要約四半期連結包括利益計算書上、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動」に含まれております。

10. 借入金

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2021年6月30日)	利率 (%) (注)	返済期限
短期借入金	886	835	0.79	—
1年内返済予定の長期借入金	320,600	14,846	1.08	2022年6月30日
長期借入金	67	295,830	1.06	2026年6月30日
合計	321,553	311,512	—	—
流動	321,486	15,682	—	—
非流動	67	295,830	—	—

(注) 利率については、当第1四半期連結会計期間に対する加重平均利率を記載しております。

当社は、長期借入金の借換（リファイナンス）を目的として、2021年5月31日付で国内金融機関4社との間で金銭消費貸借契約を締結しました。2021年6月30日に借入、同日付で既存ファシリティ契約の借入を全額期限前返済しております。

① 契約の相手先

株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社

② 借入金総額

192,000百万円

500百万米ドル

500百万ユーロ

③ 借入実行日・既存長期借入金返済日

2021年6月30日

④ 返済期限

2026年6月30日

⑤ 金利

基準金利プラススプレッド

⑥ 担保

・無担保・無保証

⑦ その他義務（主なもの）

・各事業年度の末日における連結資本の金額は契約に定める一定金額を下回らないこと

・連続する2会計年度において、マイナスの連結営業利益を計上しないこと

・長期債務格付を取得した場合、契約に定める一定以上を維持すること

11. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費には、リストラクチャリング費用1,809百万円が含まれております。

当該リストラクチャリングは糖尿病マネジメントセグメントにおける当社の連結子会社であるAscensia Diabetes Care Holdings AGが、血糖値測定（BGM）システム事業の競争力改善のため、同社及び傘下の子会社（以下「ADCグループ」という。）において着手しているものです。当該リストラクチャリングにより、ADCグループ全体の組織及び人員等に広範な影響が及ぶことが想定されますが、当第1四半期連結累計期間における計上額は関連費用の一部であり、具体的な金額的影響の総額は現時点で見積もることができません。

12. 後発事象

(1) 甲種種類株式の取得及び消却

当社は、2021年7月27日開催の取締役会において、以下の2点を2021年9月7日付で実施することを決議しました。

(1) 甲種種類株式につき定款に定める取得条項に基づき自己株式として取得し、対価として甲種種類株式1株につき普通株式1株を交付すること

(2) 当社が取得した甲種種類株式を自己株式として既に保有している甲種種類株式と合わせ、会社法第178条に基づきすべて消却すること

甲種種類株式の普通株式への交換予定の状況は以下のとおりです。

① 取得及び消却する株式数

甲種種類株式 取得1,532,231株、消却2,119,141株

② 交換により交付する普通株式数 1,532,231株

③ 交付後の発行済普通株式数 116,363,315株

(2) 重要な契約の解除

当社は、2021年8月26日開催の取締役会において、当社株主であるパナソニック株式会社、Kohlberg Kravis Roberts & Co L.P.、三井物産株式会社及び株式会社生命科学インスティテュートとのコンサルティング契約を、契約の定めに基づき2021年9月7日付で終了することを決議しました。

当該契約解除に伴い、2022年3月期において、Kohlberg Kravis Roberts & Co L.P.、三井物産株式会社及び株式会社生命科学インスティテュートに対する、約1,500百万円の契約解除料を計上する予定であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月31日

PHCホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅谷 哲史 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

西垣内 琢也 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているPHCホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、PHCホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上